

山口県の国民保護

(国民保護法と山口県国民保護計画の概要)

～武力攻撃やテロなどから身を守るために～



はじめに

我が国への武力攻撃やテロなどは、あってはならないことですが、万が一、このような事態が起きた場合、県民の皆さんの生命・身体・財産を守り、被害をできるだけ少なくするために、国、県、市町及び関係機関が連携し対応することを、国民保護措置といいます。

このパンフレットは、いざという時に的確かつ迅速に国民保護措置が行えるよう、国民保護のしくみや国民保護措置の内容などについて、皆さんに理解していただくために作成したものです。

山口県

国民保護とは

武力攻撃や大規模なテロは、あってはならないことですが、万が一、発生したときに、迅速に住民の避難を行うなど、国、地方公共団体、関係機関等が協力して、住民を守るための仕組みです。

想定している事態

武力攻撃事態

①着上陸侵攻



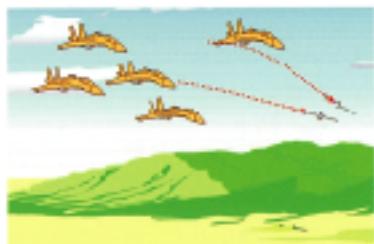
②ゲリラや特殊部隊による攻撃



③弾道ミサイル攻撃



④航空攻撃



緊急対処事態(大規模テロ等)

■攻撃対象施設等による分類

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

例) 石油コンビナート等の爆破、ダムの破壊など



②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

例) 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破など



■攻撃手段による分類

③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

例) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、化学剤・生物剤の大量散布など



④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

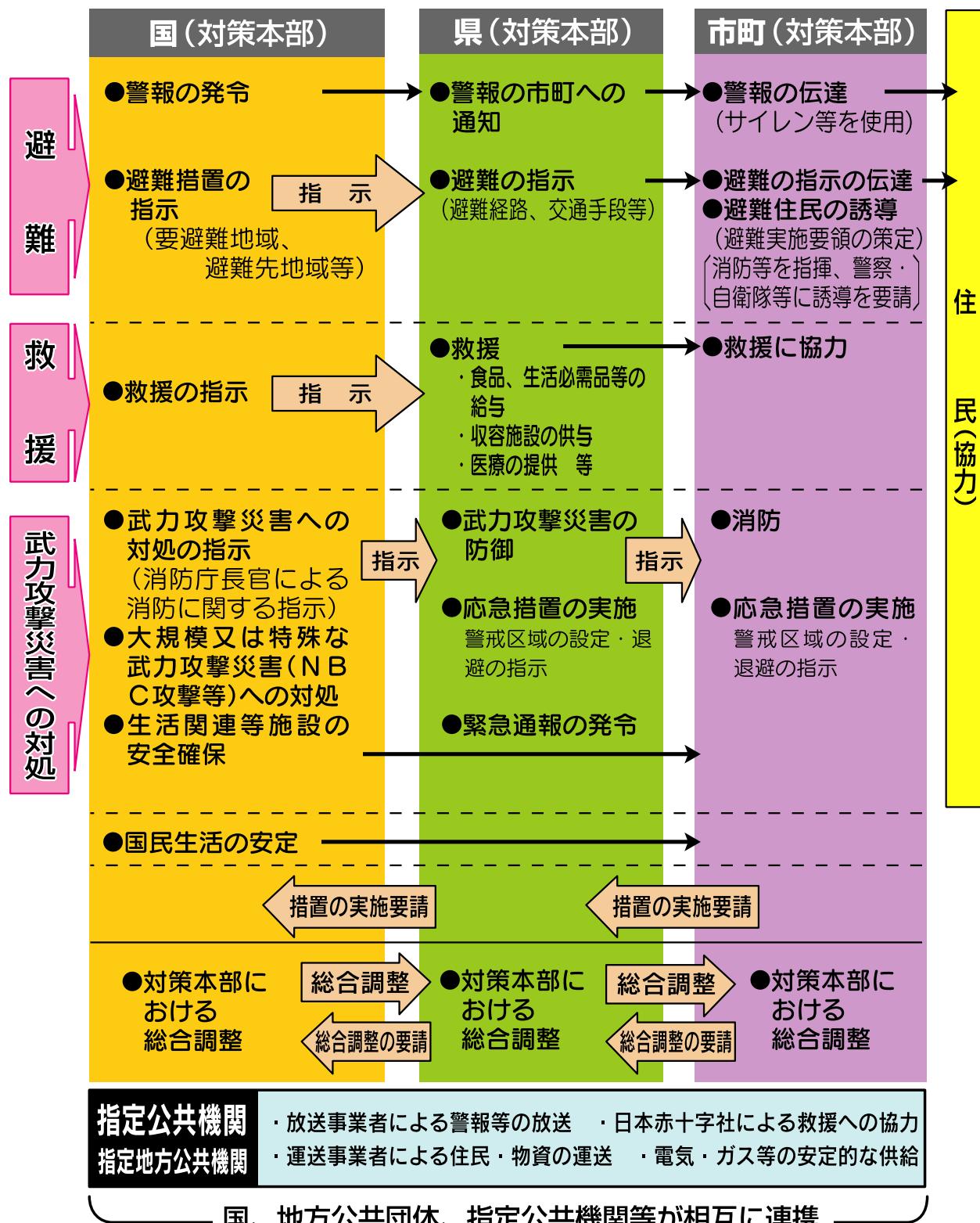
例) 航空機等による自爆テロなど



武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として、平成16年9月、国民保護法が施行されました。

国民保護法では、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするために、国や地方公共団体の重要な役割である「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」を3つの柱としています。



山口県国民保護計画について

県では、国民保護法及び国の基本指針に基づき、平成18年1月「山口県国民保護計画」を作成しました。これは、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民等の救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための計画です。

計画の構成

総 論

- 県の責務、計画の性格
- 国民保護措置に関する基本指針
- 県の地理的・社会的特徴
- 対象とする事態 など

平素からの備えや予防

- 県の組織・体制整備及び関係機関との連携体制整備
- 情報収集・提供等の体制整備
- 輸送力・輸送施設の把握や避難施設の指定など避難及び救援に関する備え
- 物資及び資材の備蓄、整備
- 国民保護に関する啓発 など

武力攻撃事態等への対処

復旧等

武力攻撃の発生（予測含む）

事案の発生 (事態の認定前)

国による事案認定 国民保護対策本部設置の指定

避難先地域における 対応や事態が沈静化 した段階での対応

- ライフルラインや輸送経路等の応急の復旧
- 損失補償等の費用負担 等

- 県の初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（山口県緊急事態連絡室の設置）

- 山口県国民保護対策本部の設置

- 警報の通知及び伝達、避難の指示、避難住民の誘導の支援

- 救援
(収容施設や食品等の用意、医療の提供等)

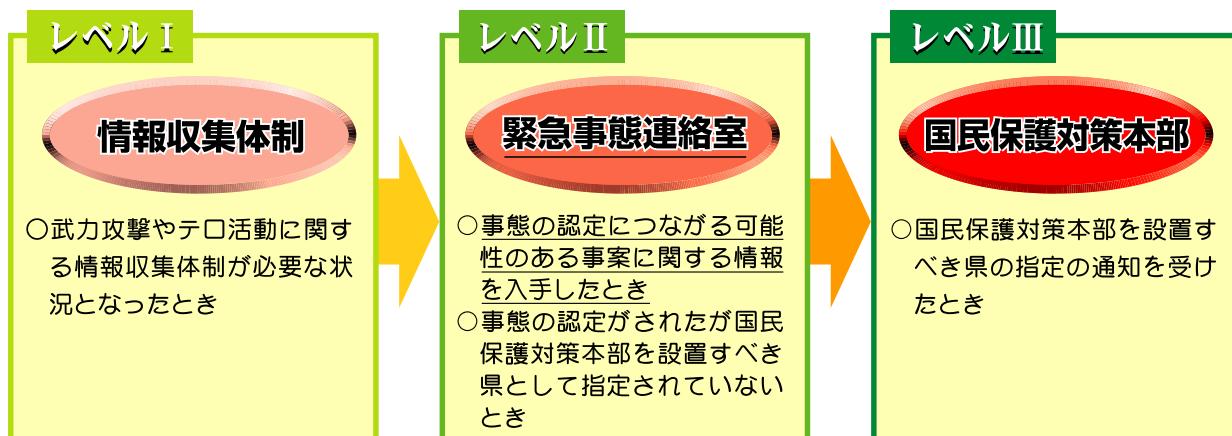
- 避難住民等の安否情報の収集・提供
- N B C 攻撃など武力攻撃災害への対処
- 物価の維持など国民生活の安定等

計画のポイント

○迅速な初動体制の確立

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、事態レベルを3段階（I～III）に分け、各事態レベルに応じた体制を整備。

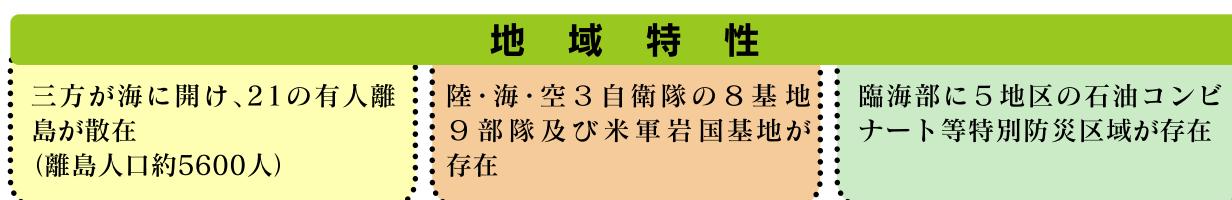
特に、国から対策本部を設置すべき県として指定されていない段階においても、武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合等には、「山口県緊急事態連絡室」を設置し、初動体制を確立する。



○本県の地域特性への配慮

国民保護に及ぼす本県の地域特性に応じた基本的な避難方法を定める。

- ①有人離島が多数存在
- ②自衛隊基地、在日米軍基地が存在
- ③臨海部に石油コンビナートが存在



①離島住民の避難

- 離島航路の利用を基本
↓
※離島航路のみでは、迅速な対応が難しい離島

- ①県所有船舶の活用
- ②国の所有船舶の要請（自衛隊、海保等）
- ③民間旅客航路事業者に運送依頼

②自衛隊・米軍基地周辺住民の避難

- 侵害排除活動との輻輳回避のため、
①国の関係省庁
②各自衛隊基地の連絡窓口
を通じた情報収集等を行い、避難経路等を確保

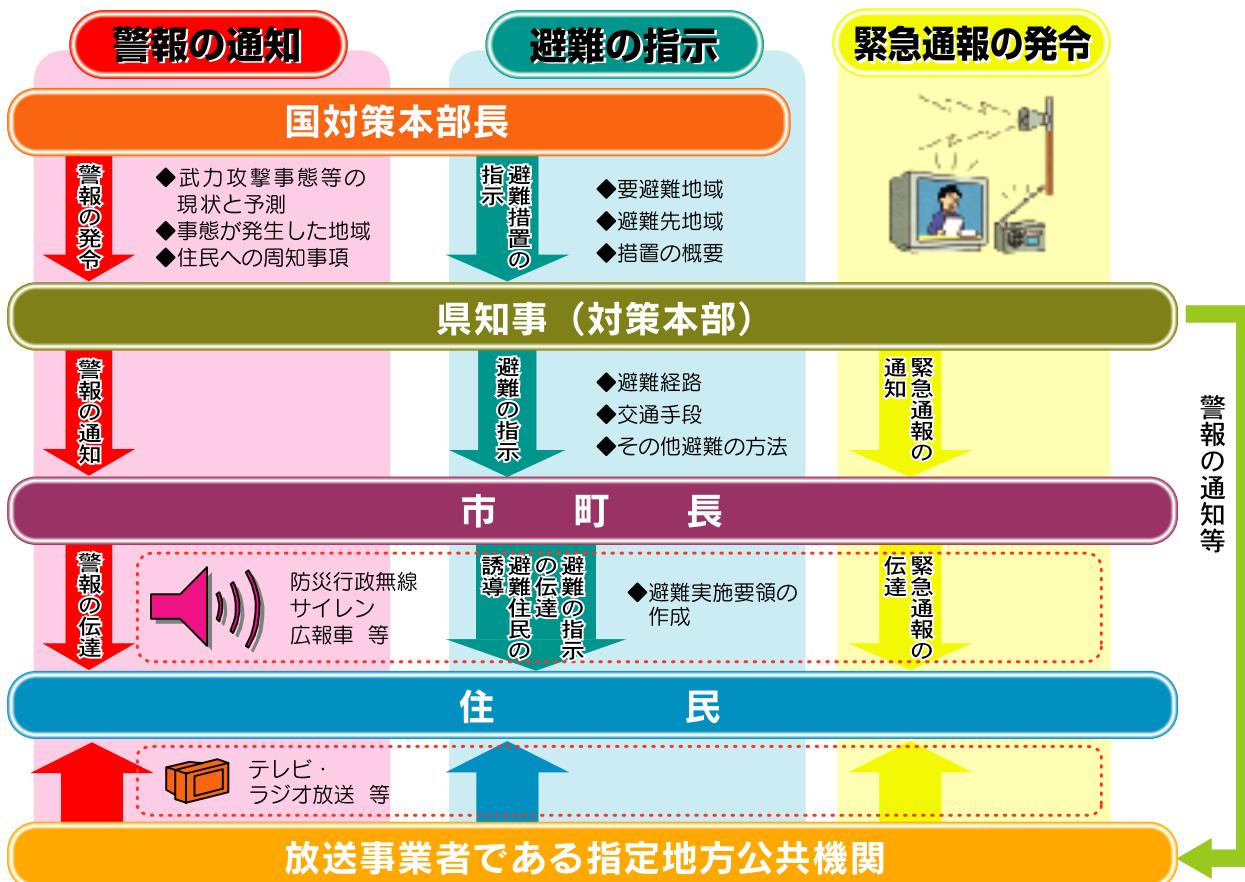
③コンビナート周辺住民の避難

- 基本的に「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」に基づき、避難の勧告、指示等により避難

警報・避難指示等の伝達

知事は、国の対策本部長が発令した警報、避難措置の指示を速やかに市町長を通じて住民に伝達します。同時に、放送事業者である指定地方公共機関など関係機関に警報や避難指示の内容を通知します。

また、知事は、武力攻撃災害が発生又はまさに発生しようとしている場合で、住民を危険から守るために緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令します。



住民の避難

武力攻撃事態等において警報が発令された後、さらに住民の避難が必要なとき、知事は国の避難措置の指示を踏まえ、市町長を経由して、住民に避難の指示をします。



基本的な避難の類型

①屋内避難

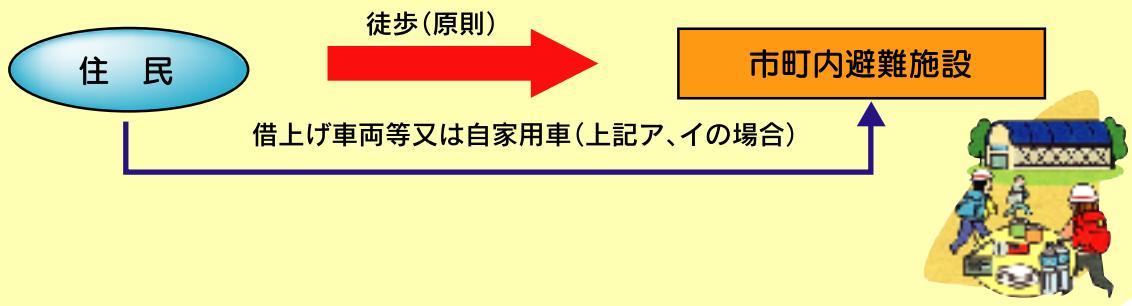
○避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。



②市町内避難

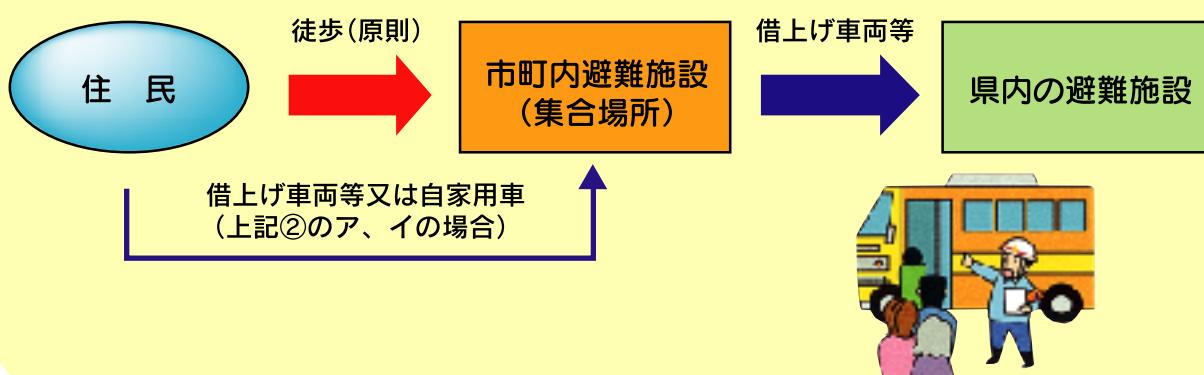
○避難方法 徒歩を原則とする。ただし、次の場合は、バス等の借上げ車両及び公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。

- ア 徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難
- イ 半島、中山間地域などで公共交通機関が限られている地域等の住民の避難



③県内避難

○避難方法 ・市町内避難所への避難は市町内避難のとおり。
・市町内避難所から県内の避難所までは、借上げ車両等を使用する。



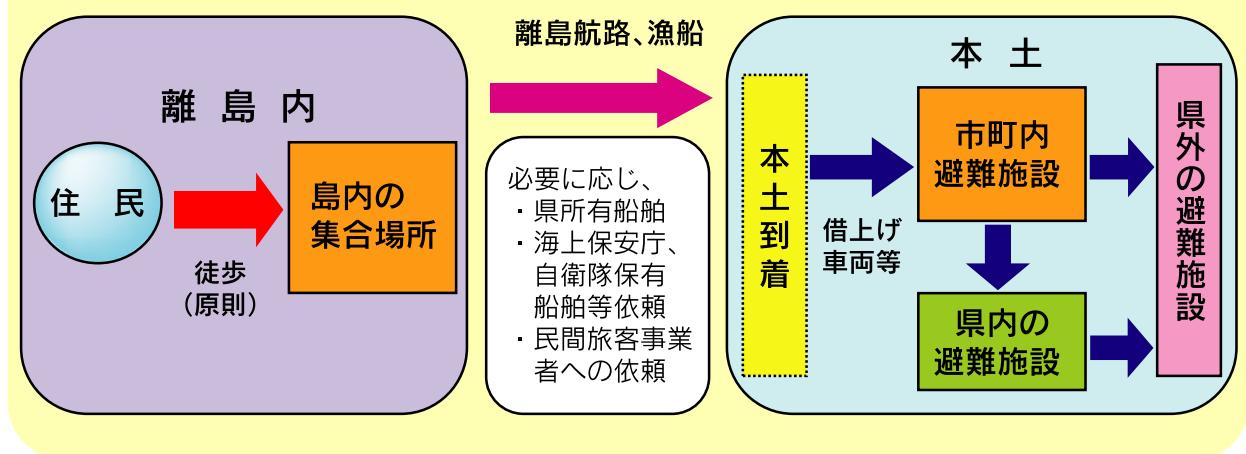
④県外避難

○避難方法 ・市町内避難所への避難は市町内避難のとおり。
・市町内避難所から県外の避難所までは、借上げ車両等を使用する。



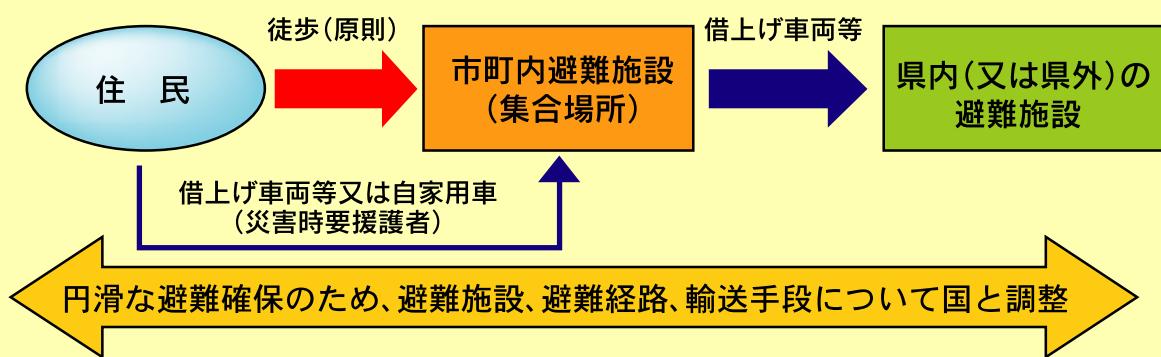
本県の地域特性に応じた避難の方法

離島住民の本土への避難



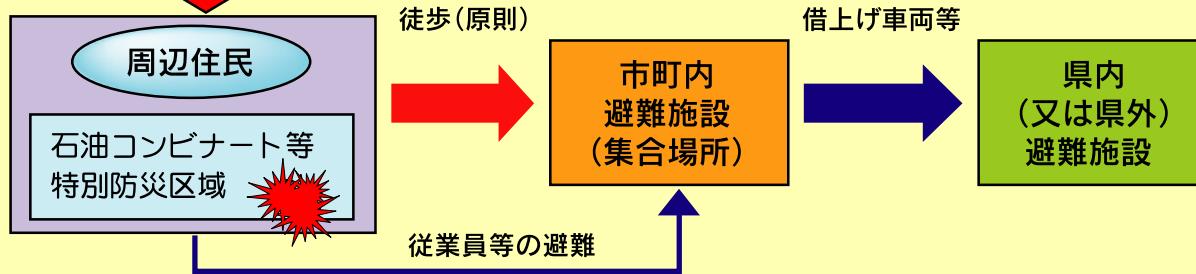
自衛隊基地、米軍施設の周辺地域における避難

侵害排除活動との輻輳回避のため、①国の関係省庁、②各自衛隊基地の連絡窓口を通じた情報収集等を行い、避難経路等を確保



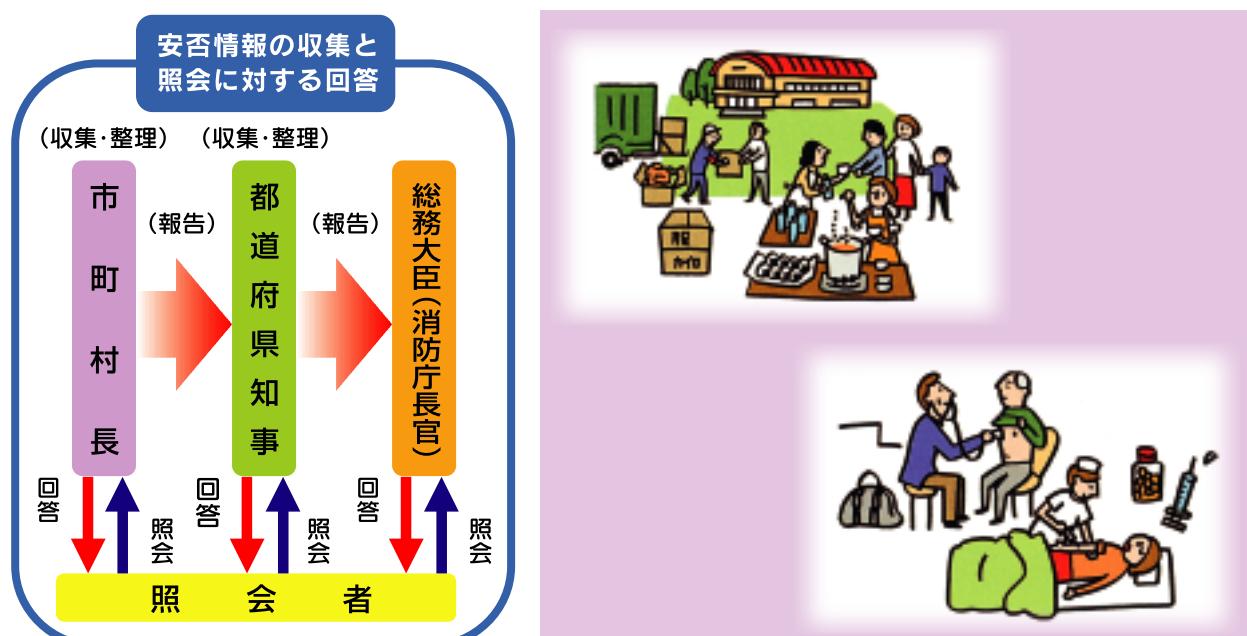
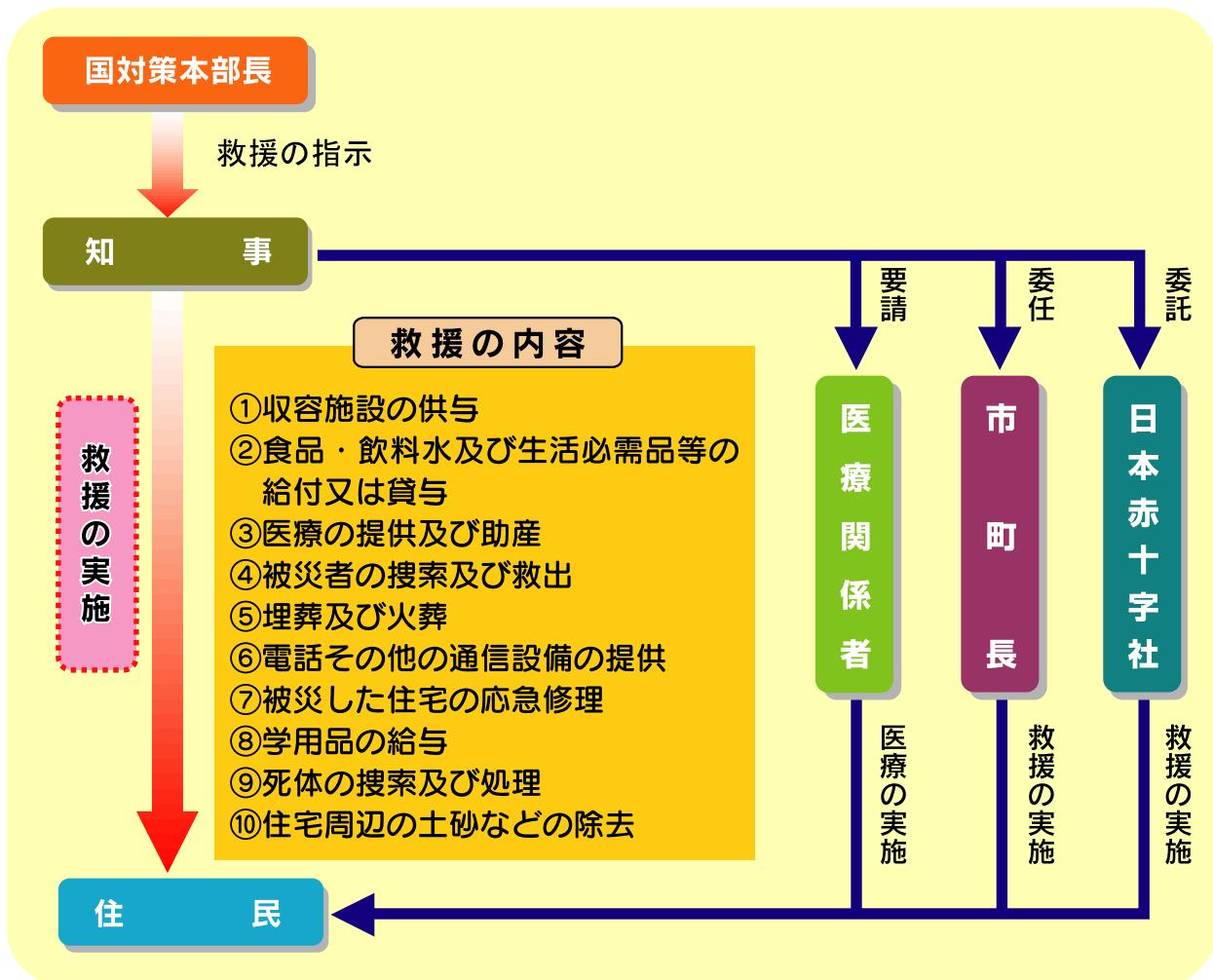
石油コンビナート等特別防災区域の周辺住民等の避難

避難の指示等 ①市町長
②県知事（国から避難措置の指示があった場合）



避難住民等の救援

知事は、避難住民や被災者に対して、関係機関の協力を得て、収容施設の供与、食品・飲料水及び生活必需品等の給付又は貸与、医療の提供及び助産など救援に関する措置を行います。また、安否情報を収集し、住民からの問い合わせに回答します。



県民の皆さんへ

いざというとき、皆さんに行っていただきたいこと

警報が発令されたら



落ち着いて情報を収集しましょう

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報の収集中に努めましょう。

武力攻撃や大規模テロが迫ったり、発生した地域には、市町からサイレンなどを使ってみなさん注意を呼びかけることとしています。

また、テレビやラジオの放送や消防の広報車両などを通じて、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、さらに、みなさんに行っていただきたいことをお伝えします。

屋内にいる場合の例

- ドアや窓を全部閉め、ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れましょう。

屋外にいる場合の例

- 近くのコンクリート造りなどの堅牢な建物の中に入りましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できるだけ道路外の場所に車両を止め、緊急通行車両の妨げにならないようにしてください。
やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って、キーを付けたまま駐車するなどしてください。

避難の指示が出されたら

丈夫な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。
(日頃からの準備が大切です。)

みなさんの安全を守るため、屋内への避難、近くの避難施設への避難、市町や県の区域を越えた避難など状況に応じた避難の指示が、県や市町から出されます。

避難の指示が出されたら、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

避難に際し、ご注意いただくこと

- 県や市町などの指示に従い、避難しましょう。(避難経路や交通手段などについても地震や洪水などの自然災害と違い、その時々の事態の状況に応じて決められます。)
- 身分を証明できる運転免許証などを携帯しましょう。
- 自然災害の場合と同様に、家の戸締まりや近所の人に声をかけましょう。

非常持ち出し品の例

- 携帯用飲料水
- 食品（ビスケット、チョコレートなど）
- 貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）
- パスポートや運転免許証
- 緊急用品（常備薬、包帯、消毒薬など）
- ヘルメット、防災ずきん
- 衣類、下着、毛布
- 懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池など



武力攻撃の類型などに応じた避難の留意点

着上陸侵攻の場合



- 攻撃が予測された時点においてあらかじめ避難することも予測されます。
- 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定されます。県や市町などからの指示に従い適切に避難しましょう。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合



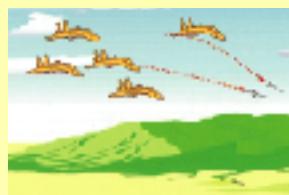
- 突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ県や市町などからの指示に従い適切に避難しましょう。

弾道ミサイルによる攻撃の場合



- 攻撃当初は屋内に避難し、その後状況に応じ県や市町などからの指示に従い適切に避難しましょう。屋内への避難にあたっては近隣の堅牢な建物などに避難しましょう。

航空攻撃の場合



- 攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられます。屋内への避難にあたっては近隣の堅牢な建物などに避難しましょう。その後状況に応じ県や市町などからの指示に従い避難しましょう。

武力攻撃やテロなどの手段として化学剤・生物剤・核物質が用いられた場合

■安全な地域に避難しましょう。



屋外の場合

●原因不明な場合

周りで異臭（化学剤には無臭のものもある。）を感じたら、口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れましょう。その後、すみやかに消防や警察に連絡しましょう。

●化学剤・生物剤による場合

口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋、又は汚染・感染のおそれのない安全な地域に避難しましょう。

●核爆発による場合

遮蔽物の陰に身を隠しましょう。近隣に建物があればその中へ避難しましょう。上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点から遠く、風下を避けて風向きと垂直方向に避難しましょう。

■室内を密閉しましょう。



屋内の場合

●化学剤・生物剤・核爆発による場合

屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。

■汚染物を取り除きましょう。



●化学剤による場合

汚染された服、時計などは速やかに処分する必要があります。露出している皮膚に汚染された部分が触れる可能性があるため、頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてからビニール袋に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。

●生物剤・核爆発による場合

屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。その後水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。

皆さんにご協力をお願いしたいこと

住民の避難や救援の援助



消防活動、負傷者の搬送 被災者の救助などの援助



保健衛生の確保に 関する措置の援助

防疫活動への協力
衛生の広報への協力



避難に関する訓練への参加



- 県民の皆さんのご協力は任意であり、強制ではありません。
- 県民の皆さんにご協力を要請する場合、安全の確保に十分配慮します。
- 要請に基づく協力により、死亡、負傷等された場合は、その損害を補償します。
- 住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援や配慮をすることとしています。
- 救援のための収容施設や医療施設を確保するため、土地や家屋等を使用させていただいたり、食品、医療品などの物資の保管や売渡しをお願いすることがあります。
- ※ご協力をいただいたことにより損失が生じた場合、その損失を補償します。

用語の説明

○武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

○武力攻撃事態等

武力攻撃が発生した事態、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、または事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。

○緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。(大規模テロなど)

○武力攻撃災害

武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害

○国民の保護のための措置（国民保護措置）

武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護するため、または武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限化するための措置をいいます。(住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など)

○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で指定されているものをいいます。

○指定地方公共機関

県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいいます。

○N B C攻撃

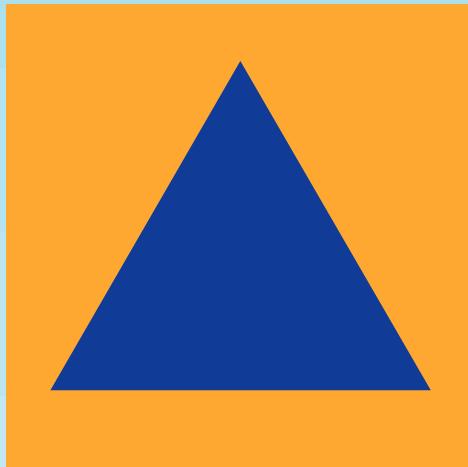
核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons) または化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいいます。

○生活関連等施設

発電所、ガス発生設備、浄水施設、ダム、危険物質等の取扱所など国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設またはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

○安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に関する情報で、個人の生死及び負傷の程度に関する状態、住民避難の所在等の安否に関する情報であり、氏名、性別等の個人を識別する情報を含むもの。



このマークは、民間防衛を行う人を識別するための国際的な標章であり、
ジュネーブ諸条約追加議定書Ⅰに規定されており、民間防衛団体、その
要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。
デザインはオレンジ色地に青色の正三角形の図案となっています。

国民保護のしくみに関する詳しい情報は
下記のホームページをご覧ください。

山口県の国民保護

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/bosai/kiki-k/kiki/kiki02.htm>
国民保護ポータルサイト(内閣官房)

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

総務省消防庁

<http://www.fdma.go.jp/>

問い合わせ先



山口県総務部防災危機管理課(危機管理班)

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-2370

FAX 083-933-2408

Eメール : a10900@pref.yamaguchi.lg.jp